

令和5年度初山別村障害者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための調達方針を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、初山別村に属する全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとし、物品等の調達が可能なものとする。

（1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する施設

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

（2） 障害者の雇用促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に定める障害者を多数雇用する事業所

ア 障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（次の①～③の全てを満たすもの）

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（3） 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象となる物品等

初山別村の全ての機関が発注する物品等のうち、障害者就労施設等が供給できるものとする。

5 調達推進方法

- (1) 予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号に基づく随意契約制度を活用しながら、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有し、障害者就労施設等への発注に努める。
- (3) 各機関においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定し、又は見直した時は公表する。
- (2) 調達実績は翌年度の5月末までに概要をとりまとめ、公表する。